20 Community

ＮＨＫを監視・激励する視聴者コミュニティ

e メール　shichoshacommunity@yahoo.co.jp
HP http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/
Joinhttp://space.geocities.jp/shichoshacommunity/HPshichoshacommunity/nyukai.html
↑↑年会費 1000 円 FAX 059-222-3165 監激コム

NHK Watch　8 月の戦後 65 年特集

「吉永小百合被爆６５年の広島・長崎」を見て（ＮＨＫ総合８月６日）

片山むぎほ（東京の高校生平和のつどい世話人）

とても良い番組だと思いました。1945 年 3 月の東京大空襲の数日後に生まれた吉永小百合さん個人の思いと人生のなかで、彼女が原爆詩の朗読を続けていることの意味が分かりやすく語られているドキュメントで、その中で被爆者の思いが未来に引き継がれていく姿が伝えられていました。ただ、私の個人的な思いとしては、ちょこっと残念でした。

それは、広島の高校生の「せこへい」（世界の子どもの平和像の運動）が少し取り上げられただけで、「世界子どもの平和像を東京につくる会」の運動が紹介されなかったことでした。1996 年の「東京の高校生平和のつどい」では、吉永小百合さんに原爆詩集を朗読していただいたという繋がりもあったのに。

1995 年 8 月、広島・長崎 50 周年の年に、アメリカのニューメキシコ州に「子どもの平和像」が建てられました。これは、サダコと「原爆の子の像」について学んだアメリカの子どもたちが、「原爆の子の像」の姉妹像を建てようと活動してつくられたものです。建設委員のひとりであった少年トラビス君（当時１３才）が、翌 1996 年 8 月に広島で開かれた全国高校生平和集会に参加して「愛と平和と核廃絶のメッセージとして、世界各国に『世界の子どもの平和像』を建てたい」と発言したことから、「せこへい」は始まりました。

その辺のことは報道されたのですが、これを受けて、東京でも、1999 年 5 月 30 日に「世界の子どもの平和像を東京につくる会」が結成されて、2001 年５月５日（２１世紀最初のこどもの日）に、「核兵器と戦争のない２１世紀を」という子どもたちの願いを込めた「世界の子どもの平和像（東京）」がついに完成したことは、全く取り上げられませんでした。この像は東京江東区の東京大空襲戦災資料館の玄関先に建っています。

その像のデザインは、子どもたちの平和像建設委員会が多くの中から選考したもので、練馬区の中学生２年生が創作したものが最優秀点として選ばれました。

「ヒビの入った卵は『今にも壊れそうな平和』と『本当の平和の誕生』の二つの意味を込めました。卵の上にかけた帯は『これ以上壊れないようにする包帯』であり、と同時に『誕生を祝福するリボン』です。ひまわりは太陽のように明るい未来へまっすぐのびてほしいという願いをこめ、水をやる少女は人間の代表で、人の手で明るい未来を築こうというイメージです」

この像のデザインを説明して、作者の中学生はこう述べています。

私は最初にこのメッセージを読んだとき、中学生なのに、なんと複雑な視野と思いを持っている子だろうと思いましたが、今となってみると、「２１世紀を平和な世界にと願った人々の思い」に逆行して、９．１１米多発テロからアフガン・イラク戦争へと進行していった２１世紀の悲劇を暗示するような、それでもなお、核兵器廃絶と平和を願う人々の思いがあることを暗示するようなデザインであったと、子どもの目の鋭さに感心する次第です。2001 年５月５日には、まだ、こんな２１世紀が来るとは、私は夢にも思っていませんでした。

ＮＨＫの取材がここまで及んでいなかったことが残念です。でも、発信すべき側にもマスコミへの働きかけが弱かったのだと思います。つねに、マスコミから無視されてきたという思いが根底に流れているからかも知れませんが…。

次の機会には、未来を考える子どもたちの思いを深く取材して欲しいなあと願って、私は、まずここに投稿しました。

以下「NHK 問題を考える会（兵庫）ニュース」No.16（**番組を視て**）より転載

NHK スペシャル「密使若泉敬～沖縄返還の代償」

（ＮＨＫ総合 2010 年 6 月 19 日　夜 9 時放送）

日米安保条約の生まれは屈辱的な不平等条約だった

「沖縄返還交渉で佐藤首相の密使としてアメリカと核密約を結び、後に交渉内容を公表して自殺した若泉敬の知られざる生涯から、沖縄問題の原点を探る」というＮＨＫの内容紹介の番組を見た。その概要は「アメリカは日本の反核感情を計算にいれて、核はどこからでも発射できるにもかかわらず、不要となった核カードをちらつ

かせて、核撤去と引き換えに基地の自由使用を固定化した」 すなわち「アメリカは外交交渉で日本をうまくだまして思い通りに基地の無期限自由使用を手にいれ軍事同盟を強化し完全に勝利した」「アメリカは返還交渉で基地の固定化という望むもの全てを手に入れていた」という屈辱的なものでした。 佐藤首相の沖縄返還の悲願は「非核三原則」だった。 39 歳の若泉を密使として米国へ送った。若泉は留学時の人脈、米政府要人に会いに 1969 年 7 月ワシントン入りする。「核抜き返還」を打診すると「核再持込の密約」がその条件と言われ、首相へ「密約」を進言した。そして、ニクソン大統領と佐藤首相の間で密約が交わされた。1972 年 5 月沖縄復帰記念式典で佐藤首相は「基地は段階的に縮小するよう努力する」と発言。若泉は返還の達成感を持った。したたかなアメリカの狙いには気づかなかった。 1992 年、東京で沖縄返還 20 周年記念式典が開催された。その時の検証会議で若泉の交渉相手で立案者だったモートン・ハルペリンから密約文書「沖縄返還基本戦略ー国家安全保証決定覚書（NSDM13 号）」が開示された。このとき、若泉はこの戦略の全貌を初めて知り、がくぜんとした。以後、若泉は沖縄への鎮魂の旅を始めた。生涯秘密にするつもりの返還交渉を全て明かす決意をした。1994 年著書「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」を発刊。国会へ呼ばれることを覚悟の世論への訴えだったが、政府は「密約はなかった」と無視、政治家、官僚、学者、その他みんな逃げてしまった。 1995 年、少女暴行事件発生、 6 月 23 日沖縄の国立戦役者墓苑へお参り。この頃、末期がんで余命わずかというとき、沖縄の皆様と大田知事あて「嘆願書（遺書）」を渡す、「結果責任に対して自ら命を絶つ」というものでした。 1996 年 7 月 27 日、著書の海外出版のため関係者を自宅に招き、午後 2 時 50 分正装してベッドで服毒自殺した。現在も基地は残り、今も負担を負い続けている。沖縄返還とは何だったのか、その代償をだれがはらうのか、若泉の問いは私たちに突き付けられています」　（M･M）

こんないい番組を放送していたとは

この番組の録画を 1 ケ月遅れで視た。放送当日は知らなかった。当時の総理大臣･佐藤栄作が自己の名声を残そうと取り組んだ沖縄返還交渉には密約があった。佐藤は、交渉には密使として米高官とも親交があった国際政治学者・若泉敬をあたらせた。若泉は後年、「核抜き本土並み返還」という日米合意の裏に「米軍基地の自由使用」が密約されていたことを知り、愕然とする。密約を公開したのは、若泉が交渉した当のアメリカ高官であった。

佐藤首相は当然知っていた。若泉は自責の念にかられ沖縄を何度も訪れている。沖縄戦の慰霊碑の前にひざまづく姿が印象深かった。若泉は「密約」の存在を社会に訴えよう、と著書「他策ナカリシヲ信ゼンムト欲ス」を発行した。政府は密約を否定し、国会は無視した。自著が英訳されることが決まった日、青酸カリを飲み「沖縄に申し訳ない」と言い残して自殺した。普天間基地の移転が大問題となっているなか、国民が全く知らなかった密使・若泉の存在と生涯、「密約」を紹介したドキュメンタリー番組は貴重である。NHK ならではできない番組だった。　（N・K）

この現状を若泉は愚者の楽園（フールズパラダイス）と書き記した

ETV 特集 「本土に問う～普天間基地移設問題の根底～」（教育テレビ 2010 年 4 月 22 日）

太田元沖縄県知事の怒りと願いを追って

「普天間基地移転」について、沖縄以外の国民の意識は薄く、他人事のようである。

そうした中、沖縄の基地撤去に発言を続けている太田昌秀元沖縄県知事（84 歳）を追いながら、「基地問題の解決に何が必要かを考えようとした」番組だと思う。太田氏は政界引退後、研究所を作り、「国民の沖縄への差別意識解消」を訴えて全国を回って講演活動を続けている。　番組のテーマ「本土に問う」は、沖縄と本土の意識の落差を告発する太田氏の心情でもある。その一言一言は重い。

「（民主党の辺野古案について）自らは何ら傷つかず、傷ついた人をさらに傷つけるというやり方は許せません。これは県民に対する裏切りです。これまで沖縄を苦しめてきて平然と沖縄に苦しみを強いるその発想が理解できない」と静かな語りに怒りがこめられていた。

「基地を持っているということは、ターゲットになる。戦争を体験した沖縄を 2 度と戦場にしてはならない。軍事基地は、戦争と結びついているもの、人殺しということと結びついている。土地は人間の幸せに結びついていくものでなければならない」

「大きな人命・事故を起こす要因を取り除くために空軍基地の撤去を求めるのは行政の責任」「もし、普天間基地が撤去されたら、生命の危険が無くなるばかりでなく、雇用が増える。民間に返されたら、雇用は１０倍、所得増は２００～３００倍にもなる」番組はバランスをとるかのように、政府の高官をインタビューしているが、その発言は見過ごすことができない。元橋本首相補佐官・岡本行夫氏「安保条約は中国の海洋戦略に対するもの。日本の軍事費は GDP で世界の１４０番目。超軽費である。」外務省審議官田中均氏「在日米軍基地をベースとして、米国の前方展開の兵力機能を落とさないで沖縄の基地整理・縮小を考えていかなければならない」中国敵視とアメリカ従属の発言で

あった。

しかし、番組は政府側の発言に批判はない。アジアと日本の安全はどうしたら守られるか、沖縄の基地の果たす役割、憲法９条をもつ日本の軍事費が世界第５位にあること、思いやり予算を含む軍事費の中身などについての紹介もなく、ただ、両者の主張を並べているだけのものであった。　意見の違いを公平に紹介、判断は視聴者がすること、と言いたいかも知れないが、判断する材料は番組では示されなかった。超危険な基地の実態や普天間基地から飛んでいく戦闘機はどこで何をしているのか、もう一歩つっこんだ報道が欲しかった。

最後に太田氏のマスコミ批判の言葉を紹介したい。　「移転先として、グアムを調査してきた。アンダーセン空軍基地（普天間の１３倍・嘉手納の４倍）はＢ29 の引き上げでがら空き、経済は落ち込み、カマチョ知事からは『来てほしいと』受け入れの意思を確認した。日本のマスコミと政府はなぜ、これを取り上げないのか」物足りなさは残ったが基地問題を扱う番組が少ない中で、このような番組は大いに讃えたい。教育テレビではなくＮＨＫ総合でしてほしかった。この時間帯の教育テレビを何%の人が見るだろうか。(M.S)

政府の責任にふれることの無かったＮＨＫ

太田さんに密着した取材はわかりやすかった。しかし、彼の口から出ない、あるいは語られたのにカットされたのではないかと思われる、普天間基地撤去の約束から１２年間も危険な状態のまま放置した自民党政治の責任あるいは太田知事時代のイジメなど、政府の責任にふれることの無かったのはＮＨＫの限界だろうか。

航空基地の安全基準をはるかに超える普天間基地の現状は（アメリカ国内にあったら完全に違法なのに）航空写真をみれば一発で、ＮＨＫそれを映していない。　ＮＨＫに写真が無いはずはないのに。訓練の発着の騒音、危険と隣り合わせという沖縄の現状を伝えることなくして、太田さんの怒りを本土の人に伝えるのは難しい。映っているのは一見穏やかな緑の風景、これでは怒りを共有するのはむつかしい。日本とアジアの平和・安全はどうあるべきか、安全保障のあり方にまで切り込めなかったのは尻切れトンボの感じで残念だ。

ＮＨＫとしてはがんばったほうかな、という印象でした。　４月２５日の読谷村の集会でも、過日の徳之島の大会でも、様子を伝えるより前に「アメリカはこう言っている」「態度を硬化させた」などと、どこの国のメデイアかと思う報道がテレビにも、新聞にも出て気分が悪くなった。(F.K)

安保条約 50 年とメディアの重い責任

65 回目の暑い８月がやってきた。焼け付くコンクリートの反射熱に広島・長崎の灼熱地獄を思う。８月はどこのチャンネルも戦争と平和の番組が作られる。ＮＨＫもこの半年、たくさんの優れた番組を放送した。「韓国併合 100 年」に関したもの、沖縄の基地・日米密約を取り上げた番組など。寄せられた感想もそれらの番組に関するものが多かった。

過去を検証する番組は多い。だが、21 世紀の「今」と「未来の平和」を提言した番組はどれほどあっただろうか。今年前半は、普天間基地移転がニュースをにぎわしたのに、参院選がすめば忘れたかのようだ。あれは何だったのだろう。

辺野古移設に漫画で抗議！
橋本勝の政治漫画再生計画

沖縄県民の思いを沖縄以外のメディアは伝えたか。米軍基地が占領中のまま 65 年も存続していること。首都を含む日本中に 130 も。その維持費は「米軍を思いやって」日本国民が肩代わり。こんな国が世界にあるだろうか。

軍事費は「仕分け」にしないからお金が足りないので貧しい国民にも平等に税（消費）を課す。格差を広げ若者から希望を奪う。この不幸の根源は日米安保条約にある。メディアはそこになぜ触れないのか。

今年は安保条約が改定されて 50 年目である。この条約は 10 年経過すれば一方の国が申し出れば一年後に解消できたのに、50 年も経ってしまった。「安保条約」という言葉･･･いつの間に忘れたのだろう。忘れさせられたのだろう。ここにマスコミの重大な責任を問いたい。そこで私たちは、10 月 24 日「メディアを考える市民のつどい」を企画した。タイトルは「安保条約 50 年、密約・沖縄　メディアの責任」。市民とジャーナリストをつなぐトークで日本のマスコミの現状を考えよう。私たちは日本の未来に何ができるかも。日本中にこの議論が巻き起こってほしいものだ。今回は、大きなテーマにふさわしく大きな会場です。県内外から多くのご参加を期待しています。【ＮＨＫ問題を考える会（兵庫）】

「メディアを考える市民のつどい」
時　：2010 年 10 月 24 日　(日)
所　：神戸市勤労会館 7F ﾎｰﾙ
開場　　12:00 ～　（第２部は入替制）
第１部　「メディアの敗北」12:30～上映（無料）
第２部　13:40～講演と討論（1000 円）
　　元木 昌彦氏　吉田 敏浩氏　岩崎 貞明氏

詳細は
http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/2010/08/nhk-9dbe.html　参照

■

書評：「ＮＨＫ鉄の沈黙はだれのために
―番組改編事件１０年目の告白 [著]永田浩三」

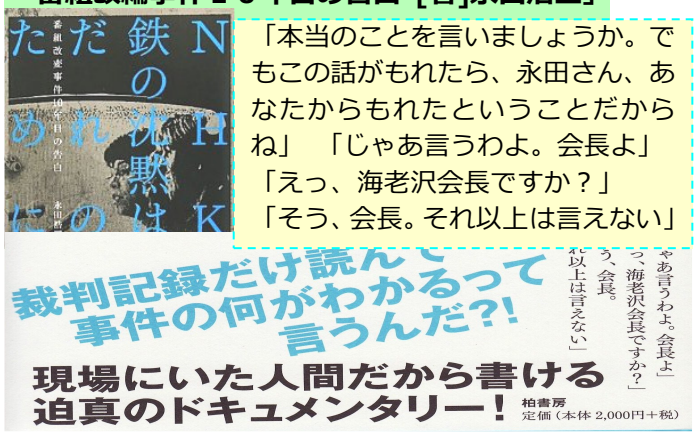

"今 言論･表現の自由があぶない！"　より
http://blogs.yahoo.co.jp/jrfs20040729/16183671.html

■ 本書はＮＨＫのＥＴＶ番組「問われる戦時性暴力」（2001 年 1 月 30 日放送）の制作担当者として、はからずも番組改ざんの実行者になった著者が贖罪の気持ちに駆られてまとめた書物である。事件にかかわった役職員が今も沈黙を続ける中でＮＨＫの隠ぺい体質を告発した著者の良心に賛辞を贈りたい。

特に、「自分に火の粉が降りかかると、自分は弱い存在だから、自分はサラリーマンだからと逃げる」ＮＨＫ職員の自己保身体質を執拗に追及する著者に強い共感を覚えた。

ただ、その一方で著者は、番組改ざんの渦中で板挟みの立場に置かれた伊藤律子番組制作局長を随所でいたわっている。しかし、伊藤氏は放送の直前に海老沢会長（当時）が自分を呼び出して元「従軍慰安婦」らの証言を削除するよう指示したことを著者に漏らしながら、それを公にしないまま世を去った。

また伊藤氏は問題の番組の放送日前に著者を呼び出し、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」が出版した図書を取り出して同会に属した中川昭一氏が番組にクレームをつけて来たと語ったが、裁判でこの発言が問題になると、あれは放送の後だったと言い換えた。

そうまでして伊藤氏は何を守ろうとしたのだろうか？著者はまた自分の直接の上司で番組改ざんに手を染めた吉岡民夫教養番組部長を責める気はない、自分も同じ弱虫だからという。しかし、こうまで上司をかばい続けてよいのだろうか？

吉岡氏は安倍晋三氏に呼びつけられたのではなくＮＨＫから出向いたことにしようという口裏合わせがあったことを同僚に明かしたが、この件が裁判で問題になるとあっさりと前言を翻した。

番組製作者の内部的自由は不可欠だ。しかし、こうした自己保身体質を引きずったままでは「仏（制度）造って魂入らず」にならないか？評・醍醐聡　（東大名誉教授）

■ 人は、自分の理想を貫いて、自分に嘘をつかず、気高く生きていきたい、そのように「“私”を生き」ていきたいと願う。しかし、「社会的な地位や安定した生活を犠牲にしてまでも？」と問われれば、ほとんどの人は躊躇してしまう。そして多くの人が「家族を養わなければならない、人間は弱い者だ、きれいごとだけじゃ生きていけないよ」と後ろめたさの残る自分自身に言い訳をしながら、「安全」「安定」への道、「自尊心が満たされる」道を選んでいく。しかし少数ながらも、自分を偽らず「“私”を生きる」道を選ぶ人たちもいる。

永田浩三著『NHK,鉄の沈黙はだれのために』は、一度は多数派の“ドア”を選びかけたが、悩み、迷い、苦しみ抜いた末、あえて少数派の“ドア”を開いた、NHK の元プロデューサーの告白の書である。永田氏は、「“私”を生きる」道を選んだ。そのためのどうしてもやり遂げなければならかなった“通過儀礼”が本書の執筆を通して、あの事件が自分にとって、そして関わった人たちや NHK という組織にとって何だったのかを反芻し、整理する作業だったのだろう。土井敏邦 Web コラム:演劇『かたりの椅子』と NHK 番組改編事件の告発書より
http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/2010/08/webnhknhk-1afc.html

---

投稿：ＮＨＫの高校野球中継に抗議　会員　金

夏の高校野球なぜ朝から晩まで総合テレビで中継しているのか。どこから見ても考えてもおかしい。そう思いませんか。以前親しくしていたＮＨＫの職員に聞いた事があります。あれは職員の夏休みのためだというのです。なるほどでした。その職員も休みを取っておりました。だからいまさらやめられないと、、、。

高校生にとっても野球部は一つの「部」にすぎないのです。ましてや世の大人、主婦お年寄りが朝から晩まで野球をやられて普段楽しみにしている番組がすべて消えてしまう。不満タラタラです。お金払いたくないと。たとえば熊本代表と長崎代表（例は悪いかもしれませんが）の試合を他県の人が見るでしょうか。暴挙としか言いようがないのです。どうしてもやりたいならばひとつ提案します。総合テレビではせめて決勝ぐらいにしておいてほしい。さらに何が何でも全部中継したいのならばよい例があります。大相撲のようにＢＳで全部やればいいのです。有り余るチャンネルをＮＨＫは持っているのですから。

野球中継に異論が出るのも税（視聴料）を取っているのと同じ形で経営しているからおかしいことが出るのです。文句が出るのです。ペイテレビにすればすべて解決します。野球を見たい人はＮＨＫにチャンネルを回せばよいのです。税金（視聴料）を払っても何も見るものがない、だから視聴料払わない、いやはらえ、といったいざこざはおきません。不払運動でＮＨＫは苦労しなくても済みます。ましてや職員の夏休みのためなどと言われなくても済みます。

（注）「ＮＨＫを監視･激励する視聴者コミュニティ」は NHK のペイテレビ、スクランブル化には反対の立場をとっています。

レポート　共同代表　湯山哲守

7.23 「開かれた NHK をめざす全国連絡会」拡大世話人会

（左から湯山哲守 松田浩 岩崎貞明 醍醐聰 隅井孝雄の各氏）

去る７月 23 日、大阪府立労働センターで「開かれた NHK をめざす全国連絡会」拡大世話人会が開かれた。

全国連絡会の４人の世話人全員が出席され、他に 19 人の方々が参加された。（ＮＨＫを監視・激励する視聴者コミュニティ、京都連絡会、大阪連絡会、考える会（兵庫）、放送を語る会、全受労、個人）会は隅井孝雄さんの司会で進められた。

放送法改悪反対運動が奏功したこともあり、多くの問題をはらんだ放送法改正案は、衆議院では強行採決を許したものの、参議院で廃案になった。しかし、「改正放送法」が民主党主導というよりも「総務省官僚」の執念の下に準備されたことを考えるとこのままでは終わらないだろうことは火を見るより明らかである。

岩崎貞明さんに「廃案の放送法改正案、ここが問題だ」と題して法案を解説してもらった。あわせて、松田浩さんが「放送行政、NHK の運営を政府から切り離し市民に近付けるために」、醍醐聰さんが「全国連絡会の今後の活動の課題と進め方（私見）」と題してそれぞれ問題提起された。

１人２０分ずつだったので十分ではなかったが、論旨はそれぞれ明確で、大変面白くかつ充実したものであった。

３本の報告に対して質疑の後、つっこんだ議論を行って当面の活動方針と中長期的運動の方向を確認した。

当面の活動としては地デジ問題についての「アナログ停波の延期を求める署名運動」と来年１月の NHK 会長選出に対する私たちの行動、および再提出された場合の「放送法改悪」への対応の３つ。

同時に、視聴者主権に基づく本来のあるべき放送法に対する改正要求の議論も進めることが確認された。

総務省官僚の放送法改正への執念

まず岩崎貞明さんが「改正放送法」について解説した。1950 年に制定された後、60 年ぶりの大改訂がなぜ 2010 年に行われようとしているか。しかも民主党のこれまでの言動に反して。これは、小泉・竹中路線で進められた“通信と放送の融合”に関する政府・与党の合意は「法改正を 2010 年にやる」とされてきたが、スケジュール通りのことがやられているということだ。政権が変わっても、官僚は変わっておらず今までの作業が粛々と進められてきたということのようだ。

大きな問題は、まず放送の定義。「空中を飛ぶ電波で届けられるもの」だったものが空中でないところを通るケーブルテレビが同じ「放送」になる。衛星放送では人工衛星を飛ばしている会社がハードで、番組を送る会社がソフトということ。ソフトだけの会社については「認定」が独自に行われ、番組の中身を行政が判断することになる。小さいようで重要な問題。

NHK についてはほとんど変化がないが、「会長が経営委員会に参加する」ということだけが改正点である。これはそもそも NHK 会長側が総務省に「経営委員会に参加させてほしい」と働きかけたといわれている。放送法改正は自民党時代に用意されていたが、唯一の例外がこの「会長参加」問題で、自民党が「承知していなかった」ということで国会で、こじれて「強行採決」となった。

その他、ケーブルテレビや CS 放送―今後「一般放送事業者」と呼ばれることになる―に違反があると３ヶ月以内の業務停止処分が出せるという条項が加わった。

次に、マスメディア集中排除原則が緩和されることの問題。特定の資本や人がいくつもの放送局を独占することになるとイタリアのベルルスコーニ首相のように放送分野を独占することとなり、良くないということになっていたが、放送局の方から考えると、経営の選択肢が拡大するのでこれまでもこの原則は骨抜きにされてきた。

新聞と放送の株の持ち合いは禁止されるということが国際的には常識になっているが、新聞協会は「規制を撤廃すべきだ」という意見書を出している状態だ。放送局・経営側はさきの集中排除原則の緩和などを実現するため「改正放送法を早く再提出を」と要望書を出している。

「原口一博氏は自分が思ってきたことを全くしていないように見えるが、なぜそうなっているのか？」という質問が出されたが、岩崎さんは「私も同意見だが、そこについては、あまり納得できる説明はされていない。」ということだった。

全国連絡会のこの１年と当面の活動の重点

松田さんはこの１年を４つの運動としてまとめた。

1．NHK の透明化、市民参加の追求。NHK 経営委員や会長選出の基準の明確化、公募・推薦制導入をめざす活動。

2．放送の自律。番組介入への激励や申し入れ。

「アジアの一等国」番組への激励活動や「坂の上の雲」放送批判活動。

3．放送行政の政治権力からの独立。放送法改正への提言・申し入れ。

4．各種シンポジウムや院外における政党との意見交換会。

番組改変問題については、画期的な東京高裁判決を否定し、NHK の番組改変を不問に付す最高裁判決が出されたが、放送を語る会メンバーによる BPO への働きかけが行われ、BPO が「意見書」を出し、番組改変がジャーナリズムの原則を踏み外した行為であると NHK に警告を発するという形で締めくくられた。

その後、関係者のシンポジウムが継続的に行われ、これを本にして出版するという形で影響を拡げている。

シンポを記録した本が NHK の内部でかなり売れているといわれている。

NHK の中の人に聞いても以前とは相当変わってきている。

問題はこれらを踏まえて運動を今後どう発展させるか、２つ課題を提起された。

一つは来年の１月に現在の会長の任期を迎える。今回われわれが独自候補を推薦するとしたら時間を掛けて検討する必要があるとして、松田さんは暖めておられる候補について語った。

二つ目はアナログ波が来年７月に停められるという問題。このままだとテレビ難民、すなわち、テレビを見られない、ライフラインとしてのテレビを奪われてしまう人たちが何百万オーダーで大量に発生する可能性がある。これに取り組もうと考えていたが、清水英夫さん、原寿雄さんなど４名の方が先日提言を行った。

これは提言に終わっているのでわれわれはこれを受けて署名運動として拡げながら取り組んでいきたい。

われわれのもっている広がりの狭さをこういうことに取り組むことによって克服していきたい。そういう性格のものだと思う。運動を通して懸案の地方組織を作っていくことを考えていけるのではないか。

放送法を視聴者主権実現に生かそう

醍醐さんは、世話人、運営委員と協議してまとまったものではない、私個人の提案だと断った上で私たちの中長期的活動目標について２段階で提起した。（今後の議論深化が必要）

まず、現在の放送法を前提にして、その枠の中でも活用できることがまだまだあるという立場で議論を立てる。次に、やはり現行放送法を抜本的に変えなければ本当の意味で視聴者主権の NHK にならないのではないかという議論を行う。

まず、運動的に現行の放送法の枠内で行える活動について、

【放送番組審議会】の活用

委員の選任を第三者的選考委員会を設けるなり、公募・推薦制という仕組みがあってしかるべき。

【放送法第３条の両刃性】について

「放送番組は、・・何人からも干渉され、又は規律されることがない。」との規定は権力批判の武器のみならず、私たちの批判活動をも縛るものとの考えがある。たとえば、「坂の上の雲」について、祖国防衛戦争だったなどと原作がなっているが、そういう放送は問題があると放送前に申し入れをしたりすることへのためらいがある。

NHK 自身、ETV2001 番組に協力した人々に対して番組改変について何の断りもなかったという批判に対してこの第３条を使って反論した。かようにこの３条は両刃的というと言い過ぎかもしれないが、難しい問題をはらむ。これを私たちはどう考えたらよいか。たとえば「言葉としてはこう書いてあるが趣旨はこうだ」という形で運動していくのか、そうではなく、やっぱり趣旨が明確になるように改正があってしかるべきだと考えるのか？

【経営委員のみの経営委員会の議事録公開】（省略）

【放送法第１６条の二】について

経営委員会主催の「視聴者と語る会」では「放送」と「経営」の２つの柱が設けられる。放送についての個別の番組についての意見が当然出される。経営委員の意見を述べることは禁じられているが、視聴者の意見に対して NHK がどう対応しているか議論することは必要だというのが私の個人的意見だ。

今後私たちの運動が経営委員会に対して何を求めるのか求めないのかを考える上で重大な問題だと考える。

【監査委員会の活用】（省略）

【NHK 財務の検討】

今年３月の財産目録を見ると、定期預金 720 億円、譲渡性預金 730 億円、長期保有事業債 800 億円、など運用資産が計 3,638 億円であることが目に付く。その割合は財産全体の 43%に相当する。この NHK の金融資産の額を見ると、NHK に対してもう少しシビアに考えて良いのではないかと思われる。

また、NHK の 21 年度中の経常事業支出 6,488 億円の 25.1%と約４分の１が子会社・関連会社に流れている。もちろんその多くは放送番組そのものに関連しているということだが、放送法第９条の「第７条（良い番組を作る）の目的を達成するため」と称して子会社・関連会社に支出している金額がその「目的」に見合う付帯業務を行っている会社なのか吟味・検討が必要だ。

【受信契約に視聴者の権利を明記させる課題】を四段論法で迫っていく。

① 受信契約には消費者契約法が適用される。これは、国民生活審議会と電波監理審議会の２つの審議会の場で総務省が「消費者契約法の適用はある」と明言しているからこれは動かせない。

② その消費者契約法３条には、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務・・の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう・・内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」とある。

③ 現在の受信契約には、消費者契約法を適用できるとしながら、消費者の権利が定められていない。瑕疵の

ある契約規則だということになる。
④　そこをよりどころにして視聴者の権利を明記させるようにしなければならない。親規定の放送法に明記させる必要がある。放送法の 32 条（受信契約および受信料）第１項に続けてたとえば､｢協会はこの受信契約を定めるに当たって契約者の権利義務を明記するものとし、契約の締結にあたってその内容を契約者に周知するものとする｡｣といった文章を追加するよう求めてはどうか。

道のりの長い運動が必要だが､手を付けなければいつまでもたっても始まらない。次のような権利を受信契約に盛り込むべきと考えられるか。
①　ＮＨＫの会長、経営委員長、経営委員、放送番組審議会委員の選任への直接・間接の参加権（推薦権・拒否権や投票権）、罷免請求権
②　経営委員会の傍聴権
③　業務・財務に関する監査請求権

（醍醐さんのレジュメには続けて、「視聴者の側からの放送法改正運動」と題して６つの運動が順序立てて記されていたことを付記する）。

討議・当面の行動についての確認

討論の結果､当面の課題について次のようにまとめられた。

①　地デジ問題について
○　７月１７日に発表された４氏（坂本衛、清水英夫、砂川浩慶、原寿雄）の提言「地上デジタル放送完全移行の延期と現行アナログ放送停止の延期を求める」を支持して全国連絡会の独自の署名用紙を作り署名を集める。世話人に起草を一任する。
○　署名運動を開始したとのプレゼンテーションを行う。

②　NHK 会長選出について
○世話人の中で推薦に足る、可能な候補者を議論する。
○ご本人が｢受け｣てくれた場合は、サポート体制をとる。どのような推薦活動を行うかは世話人に一任する。
○　いずれにしても､経営委員会に対して、前回同様以下の要求を行う。

- 会長の選出基準については、ジャーナリズムと放送の文化的役割についての高い見識を持ち、言論・報道機関の責任者として、放送の自主・自立の姿勢を貫ける人物であるかどうかを判断の柱にすえること。
- 会長選出の審議経過の議事録を公開し、説明責任を果たすこと。
- 経営委員会が公募した会長候補の中から会長を任命する公募制を採用すること。

③　放送法改悪反対の取り組み
○国会情勢､総務省の動きを注視し、「法案再提出」に備える。
○廃案になった改正放送法案の問題点を明らかにするとともに、放送法に書かれるべき視聴者の権利も明らかにし、それとの対比でも反対の意思を表明する。　■

NHK 経営委員会に追加質問状「経営委員会の運営についての質問」を提出　(2010/7/22)

前号で「新経営委員長の選出にあたっての要望書」（ＮＨＫ経営委員宛　2010/06/14)についてお知らせしましたが次のような追加質問状を提出しました。

私達｢NHK を監視･激励する視聴者コミュニティ｣は、先に、NHK 新経営委員長の選出にあたり、何点かの要望を致しました。このうち、委員会運営のあり方につきましては後述のとおり､多くの点で当会の要望と合致する基準が確認されましたが､当会から要望したその他の件につきましては未だに実現していない点もあります。そこで、改めて、経営委員会での合議を経て、新経営委員長に下記のような要望を致しますので､8 月 5 日までに文書でご回答頂きますようお願い申し上げます。

[1] 次期国会に再提出されると見込まれる放送法改定法案で新設されている、NHK 会長を経営委員会のメンバーとする件について､経営委員会の総意としていかなる御見解をお持ちか明らかにして頂きたい。
[2] NHK 経営委員会にはNHK 執行部が加わらない経営委員のみの会合が実施され､各種課題に対する具体的な議論がなされていると聞きます。公的経費を用い、実質的審議を行っているこうした会議の議事録が公開され、情報を知ることは視聴者の当然の権利だと思われます。よって早急に公開されますよう強く要望致します。

6 月 22 日に開催された新経営委員による会議の様子は既に公表され、①合議制に基づく運営、②透明性のある運営､③視聴者への説明責任を果たす運営、が確認され､④執行部との緊張関係を維持しつつ良好な関係を保てること、⑤候補者に所信表明を求めていること等、当会が先に要望致しましたことに新経営委員の皆様が誠実に取り組んで頂いていることを確認することができ大変嬉しく思いました。このような新経営委員の皆様と、公開されるあらゆる情報を下に、さらに真摯な議論を展開することこそ、公共放送としての NHK への国民の信頼を高め、求められている真の姿を実現することになると考えております。透明性のある運営の下、市民とも良好な関係を保つためにも、上記要望につき合議の上、ご回答頂きたくお願い申し上げます。　以上

NHKから回答がきました。

日本放送協会経営委員会事務局
平成 22 年 7 月 30 日

さて、貴会より小丸経営委員長宛てにいただきましたご質問に対し、委員長の指示を受け、事務局より以下のとおり回答いたします。

［１］放送改正法案について、経営委員会として意見の集約をいたしていませんので、経営委員会の総意として見解を述べることは控えさせていただきます。

［２］経営委員のみの会合は、経営委員会をスムーズに運営するため､勉強会や経営委員間の認識の整理などを行う場で、経営委員会ではございません。したがいまして議事録は作成しておりません。　経営委員会は、今後も、公共放送の発展のため、国民・視聴者の皆様に信頼され、ご支持いただけるよう、ＮＨＫの経営改革に取り組んでまいります。　（注：本文のみ）

湯山さんのコメント

相変わらず「木で鼻をくくった」ような返事ですが、「理事の陪席無しの経営委員だけの経営委員会」は「経営委員会」ではないといったのは私は初めて聞きました。

しかしそのような場で古森氏が主導して「会長選挙」を行ったことは事実です。それも正式ではなかったというのでしょうかね。また、最近では、経営委員の報酬はかつての「出席回数性」ではなく「月給制？本俸制？」なので「正式の経営委員会でないなら報酬を返せ」とは言えないのですが。

（要領を得ない回答なのでさらに質問して行きます。）

ＮＨＫ監査委員宛に「大相撲放送権料に関する監査要望・質問書」を提出　(2010/07/03)

今回の質問書の要点。（全文は下記参照願います。）
http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/2010/07/post-4c00.html

1. 巷間、放送権料は１場所５億円、年間 30 億円と言われているが実際はいくらなのか、　また、その金額はどのような根拠で算定されたものなのか、放送法第 23 条の５の第 1 項で定められた監査委員の権限にもとづいて厳正に監査し、その結果を回答してもらいたい。

2. 1972 年当時、放送権料は年間１億円（昭和 47 年 3 月 28 日開催の参議院総務委員会での坂本朝一理事〔当時〕の答弁）と言われていたが、かりに現在、年間３０億円とすると、この間に 30 倍に高騰したことになる。これは合理的理由にもとづくのかどうか、厳正に監査のうえ、その結果を報告してもらいたい。

3. 日本相撲協会が公表している本場所事業収支によると、平成 20 年度、21 年度の事業収支倍率（本場所事業収入はどれだけ本場所事業支出を上回っているか）は約１．４倍強となっており、両年度とも約 27 億円の余剰金が発生している。このことは、本場所事業収入の約 35%を占める放送権料が見合いの事業支出よりも相当高い水準に設定されていることを窺わせるのではないか？

（日本相撲協会の本場所事業収支　　単位：円）

	平成 20 年度	平成 21 年度
本場所事業収入（A）	8,734,511,974	8,607,244,821
本場所事業費支出（B）	6,021,036,726	5,856,378,733
事業収支差額（A）－（B）	2,713,475,248	2,750,866,088
事業収支倍率（A）/（B）	1.45	1.47

簡略ではあるが、決算資料の検討から当会は、NHK が営利企業ではない日本相撲協会に本場所興行の経費に基づく対価を大幅に超える放送権料を支払っているのではないかという疑念を捨てきれません。

そうだとすると、ＮＨＫは視聴者から負託された受信料を適正、効率的に使用するという職務に反する契約を日本相撲協会と交わしていることにならないか？

この点を厳正に監査のうえ、その結果を報告してもらいたい。

4. 2008 年３月 31 日に開かれた参議院総務委員会で当時の理事（現専務理事）・日向英実氏は、スポーツの放送権料の契約の内容にかかわることについては守秘義務が掛かっており、その金額を明らかにすると今後の放送権の交渉に支障がでるとして、公表を拒んでいる。監査委員はこうしたＮＨＫ理事の答弁を是とするのかどうか、見解を示してほしい。

【付記】当会の見解

当会は上記のような「守秘義務」を楯に放送権料の明細と算定根拠の公開を拒むのは失当と考えています。なぜなら、まず、NHK の側から言えば、多数の視聴者が収めた受信料を原資にして年間、数十億円に上る放送権料を支払う以上、放送権料がどのような根拠に基づいて算定されたものかを視聴者に公開し、忠実かつ効率的に職務を遂行したことを説明する責任を負っています。

また、そのような情報が公開されなければ、視聴者は NHK が放送権料を適正な価格で取得しているのかどうかを判断する術がありません。

次に、日本相撲協会の側から言えば、同協会は大相撲本場所を興行し、その放送権を独占的に販売する収益事業を兼業する公益法人です。したがって、放送権料の明細と算定根拠を公開したからといって、本場所ならびに協会の事業遂行にいかなる競争上の不利益が生じるわけでもありません。

つまり、NHK の側にも、日本相撲協会の側にも放送権料の明細と算定根拠を非公開とする正当な理由はありません。放送権料の金額を明らかにすることによって今後の放送権の交渉に支障が出るかのような NHK 理事の発言は、NHK と日本相撲協会の不透明な関係をかえって推測させるだけであり、視聴者を納得させる理由にはなっていません。むしろ、NHK と日本相撲協会が進んで放送権料の内容を公開することによって、他のスポーツにおける放送権料の透明性を高めるのに好ましい影響を及ぼすことを期待できると考えられます。　以上

参考「賭博にまみれる日本相撲協会の名古屋場所中継の中止を求めます」
http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/2010/06/post-26d2.html
参考「大相撲賭博の調査委員会の拙速な判断と不可解な行動」　醍醐聰のブログ
http://sdaigo.cocolog-nifty.com/blog/2010/06/post-187c.html

マダン劇(4・24 の風)「撃つなら撃て」

「光化門」復元